

## 都道府県アンケート集計表 (平成20年12月2日現在)

問1 機構の職業訓練施設について、どこが実施主体となることが適当か

- ① 国（雇用・能力開発機構）が責任を持って実施することが適当
- ② 都道府県が責任を持って実施することが適当
- ③ その他

	回答数	①	②	③
総計	85	30	14	40
ポリテクカレッジ	23	13	2	8
ポリテクセンター	62	17	12	32

### ③その他 の主な意見

「国と地方の役割分担や財源・職員などの移管の条件が明確でないと判断できない。」

という意見が最も多く、その他、

「機構の業務内容を見直した上で、真に県が担う必要性がある職業訓練や二重行政となっている部分は県に移管すべき。」

「高度な訓練や内容を精査し、国が実施すべきものについては、引き続き国が責任を持って実施すべき。」

という意見があった。

問2 都道府県への移管を検討することとなった場合、引き受けることはできるか

- ① 条件を整えば引き受けることができる
- ② 引き受けることはできない
- ③ その他

	回答数	①	②	③
総計	85	34	25	25
ポリテクカレッジ	23	6	13	4
ポリテクセンター	62	28	12	21

### ③その他 の主な意見

「国と地方の役割分担や財源・職員などの移管の条件が明確でないと判断できない。」

という意見が最も多く、その他、

「条件を整えば引き受けることはできるが、実施する訓練科や職業訓練の内容は県の産業振興施策や産業ニーズに応じて県独自で設定できることが条件。」

「施設・設備の買取等負担が生じることについては、対応できない。」

という意見があった。

問3 受入れの可能性があると回答された都道府県

(1) 指導員について

- ① 独自に指導員確保が可能であり、機構指導員の移管は不要
- ② 独自に指導員確保が可能であるが、機構指導員も一部は移管が必要
- ③ 独自に指導員確保が困難で、機構指導員の全部又は大部分の移管が必要
- ④ その他

	回答数	①	②	③	④
総計	51	0	10	17	23
ポリテクカレッジ	6	0	2	3	1
ポリテクセンター	45	0	8	14	22

④その他 の主な意見

「移管される訓練業務により必要な指導員の体制が決まるので、現時点では判断出来ない。」  
 「都道府県の人員削減の考え方もあることから、一度に多数の指導員を受け入れることは難しい。」

という意見がほとんどであった。

(2) 職員の受け入れ待遇

- ① 期間の定めのない正規職員としての採用
- ② 任期付き職員としての採用
- ③ 嘱託等の非正規職員としての採用
- ④ その他

	回答数	①	②	③	④
総計	42	7	0	1	33
ポリテクカレッジ	7	2	0	0	5
ポリテクセンター	35	5	0	1	28

④その他 の主な意見

「都道府県に移管される場合の具体的な制度設計や移管の条件が明らかでないため、現時点では判断できない。」

という意見がほとんどであった。

(3) 国からの財源措置

- ① 現行の補助金・交付金制度で対応可能
- ② 最終的には、現行制度だが、当分の間補助率の上乗せ等が必要
- ③ 財源が恒常的に100%確保されなければ対応不可能
- ④ その他

	回答数	①	②	③	④
総計	52	0	1	31	20
ポリテクカレッジ	7	0	1	1	5
ポリテクセンター	45	0	0	30	15

④その他 の主な意見

「移管される施設の運営に必要な財源の安定的な確保と移譲が必要。」  
「都道府県に新たな財政負担が生じる場合は、対応することが難しい。」

という意見がほとんどであった。

(4) 施設・設備の買取り

- ① 条件が整えば買取り可能
- ② 無償譲渡でなければ引受け不可能
- ③ その他

	回答数	①	②	③
総計	52	0	33	20
ポリテクカレッジ	7	0	4	3
ポリテクセンター	45	0	29	17

③その他 の主な意見

「無償譲渡を前提、原則とすべきである。」  
という意見がほとんどであるが、

「施設の維持修繕・改築、設備の更新費用等に係る経費についても財源を確保してもらわなければならない」  
という意見もあった。

(6) 最終的に移管されるまでに必要な期間

- ① 1年程度
- ② 2～3年程度
- ③ 5年程度
- ④ その他

	回答数	①	②	③	④
総計	52	3	12	4	32
ポリテクカレッジ	7	1	1	0	5
ポリテクセンター	45	2	11	4	27

④その他 の主な意見

「移管の条件等が不明な中で、現段階では、具体的な期間について回答するのは難しい。」

という意見がほとんどであった。

問4 引き受けることができない都道府県

(1) 引き受けられない理由

- ① 指導員の採用が困難等の指導員の移管の問題
- ② 都道府県の財政状況が厳しい等の財政上の問題
- ③ 訓練の実施に関するノウハウが少ない等のノウハウ上の問題
- ④ 施設の性格上国が実施すべき等の国と都道府県の役割分担上の問題
- ⑤ その他

	回答数	①	②	③	④	⑤
総計	32	19	22	13	25	7
ポリテクカレッジ	15	9	10	8	12	4
ポリテクセンター	17	10	12	5	13	3

⑤その他 の主な意見

「都道府県は幅広い分野の行政を担っており、財源や人員定数などの面で職業訓練分野のみ万全の体制を整えることは困難。」

「機構の施設では学生募集などを広域的に行っており、県行政が担うべき施設とは考えづらいため、引き続き国が実施すべき。」

という意見があった。

(2) 受け入れできない場合の対応

- ① 廃止することもやむを得ない。
- ② 引き続き国が責任を持って実施して欲しい。
- ③ その他

	回答数	①	②	③
総計	32	1	26	4
ポリテクカレッジ	15	0	12	3
ポリテクセンター	17	1	14	1

③その他 の主な意見

「国又は民間で実施すべき。」  
「情報が不足しているため判断できない。」  
という意見があった。

問5 都道府県内において、移管可能な民間教育訓練機関は存在するか

- ① 存在すると思う。
- ② 存在しないと思う。
- ③ その他

	回答数	①	②	③
総計	85	6	51	28
ポリテクカレッジ	23	1	15	7
ポリテクセンター	62	5	36	21

③その他 の主な意見

「サービス・事務・情報系の訓練については、民間教育訓練機関が存在すると考えられるが、ものづくり関連については、民間教育訓練機関は存在しない。」  
「移管の条件等が不明のため分からない又は回答できない。」  
という意見がほとんどであった。

職業能力開発施設についてのアンケートのお願い

1. 背景

現在、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」）が設置・運営する職業訓練施設について、行政改革の観点から見直しの議論がなされています。

政府の行政減量・効率化有識者会議では、これらの施設について都道府県や民間への移管を推進すべきとの意見であり、都道府県知事会からも、短期職業訓練について、都道府県に移管すべきとの要望をいただいております。

2. アンケートのお願い

このような状況を踏まえ、現在、貴都道府県に所在する①職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、②職業能力開発大学校、附属短期大学校（ポリテクカレッジ）について、以下のとおりアンケートを作成しましたので、何卒ご協力をお願いします。

3. 注意事項

アンケートについては、個別の機構の施設ごと（施設の一覧については別紙をご参照下さい。）に記載いただくようお願い致します。（例えば、県内に4施設ある場合は、お手数ですが施設ごとに計4セット記載をお願いします。）

お忙しいところ恐縮ですが、平成20年11月7日（金）までに、以下の連絡先までご回答いただくようお願い致します。

電子メール等での送付を希望の方は、データをお送りしますので、以下の連絡先までご連絡下さい。

4. 補足

なお、本アンケートは、政府としての方針を検討するに当たって、現段階での各都道府県のご意向を把握するために行っているものであり、最終的な意見確認ではないことを申し添えます。

また、本アンケートの集計結果は公表することになりますが、現時点で個別の都道府県のご回答を公表する予定はありません。その際には、別途ご相談させていただきたいと思っております。

問い合わせ先 厚生労働省 職業能力開発局 総務課 TEL : 03-5253-1111 (内 5948) 03-3502-6783 FAX : 03-3502-2630
---

↓各都道府県において機構の施設名をご記入下さい

〔施設名〕

回答者 都道府県名 ( )  
担当部署・担当者 ( )  
担当者連絡先 (TEL : )  
(FAX : )  
(E-mail : )

#### 質問 1

貴都道府県に所在する機構の職業訓練施設について、どこが実施主体となる  
ことが適当だとお考えですか。

- ① 国（雇用・能力開発機構）が責任を持って実施することが適当
- ② 都道府県が責任を持って実施することが適当
- ③ その他（具体的に記載をお願いします。）

#### 質問 2

仮に、貴都道府県に所在する機構の職業訓練施設について、行政減量・効率  
化有識者会議の意見を踏まえ、都道府県への移管（施設・設備を機構から買い  
取り、都道府県が運営）を検討することとなった場合、貴都道府県では、施設  
の移管を引き受けることはできますか。

（現在機構が行っている職業訓練の水準を、基本的に維持していただくことを  
前提にお答え下さい。）

- ① 条件が整えば引き受けることができる → 質問 3 へ
- ② 引き受けることはできない → 質問 4 へ
- ③ その他（具体的に記載をお願いします。） → 内容により 3 又は 4 へ

### 質問3

質問2で①又は③で受入れの可能性があると回答された都道府県に伺います。移管の際の問題として想定されるものとして、①指導員の確保、②国からの財源措置、③施設の買い取り、等が考えられますが、それぞれ具体的に、どのような条件であれば、受入れが可能ですか。

#### (1) 指導員について

- ① 独自に指導員を確保することが可能であり、機構の指導員の移管は不要
- ② 独自に指導員を確保することは可能であるが、機構の指導員も一部は移管が必要
- ③ 独自に指導員を確保することは困難であり、機構の指導員の全部又は大部分を移管することが必要
- ④ その他（具体的に記載をお願いします。）

#### (2) 上記(1)で指導員の移管が必要と回答された場合、指導員を受け入れる場合にはどのような待遇での受け入れが可能ですか。

- ① 期間の定めのない正規職員としての採用
- ② 任期付き職員としての採用
- ③ 嘱託等の非正規職員としての採用
- ④ その他（具体的に記載をお願いします。）

#### (3) 国からの財源措置について

- ① 現在の都道府県立の職業訓練施設に対する補助金・交付金制度（施設整備費半額補助、求職者数等に応じて運営費交付金を支給）で対応可能
- ② 最終的には、現在の都道府県立の職業訓練施設に対する補助金・交付金制度で対応することはやむを得ないが、円滑に移管を進めるためには、当分の間補助率の上乗せ等が必要
- ③ 現在国が対象施設にかけている財源が移管され、恒常的に100%確保されなければ、都道府県の新たな負担が発生することとなり対応不可能
- ④ その他（具体的に記載をお願いします。）



(4) 施設・設備の買取りについて

- ① 条件が整えば買取り可能
- ② 無償譲渡でなければ引受け不可能
- ③ その他（具体的に記載をお願いします。）

[ ]

(5) (4) で①又は③で買取り可能と回答された場合、具体的にどのような条件、どのような金額であれば、買取り可能でしょうか。可能な範囲で具体的にお答え下さい。

[ ]

(6) 移管に係るプロセスについて

実際に移管を行う際には、上記のような問題について、個別に貴都道府県との協議を経た上で移管を進めていくことが必要だと考えられますが、これらの協議を行い、最終的に移管されるまで、どの程度の期間が必要とお考えですか。

- ① 1年程度
- ② 2～3年程度
- ③ 5年程度
- ④ その他（具体的に記載をお願いします。）

[ ]

質問 4

質問 2 で②又は③で引き受けることができないと回答された都道府県にお伺いします。貴都道府県で引き受けられないのは具体的にどのような理由によるものですか。

また、仮に、貴都道府県で受け入れることができない場合、当該施設については、どのような対応をとることを希望しますか。

(1) 引き受けられない理由について (複数回答可)

- ① 指導員の採用が困難等の指導員の移管の問題
- ② 都道府県の財政状況が厳しい等の財政上の問題
- ③ 訓練の実施に関するノウハウが少ない等のノウハウ上の問題
- ④ 施設の性格上国が実施すべき等の国と都道府県との役割分担上の問題
- ⑤ その他 (具体的に記載をお願いします。)

(2) 受け入れができない場合の対応について

- ① 廃止することもやむを得ない。
- ② 引き続き国が責任を持って実施して欲しい。
- ③ その他 (具体的に記載をお願いします。)

質問5

行政減量・効率化有識者会議からは、民間への移管についても言及されております。そこで、機構の職業訓練施設について、貴都道府県内において、移管が可能な民間教育訓練機関は存在すると思われますか。

① 存在すると思う。(可能であれば、具体的な民間教育訓練機関の名称も記載をお願いします。)

( )

② 存在しないと思う。

③ その他(具体的に記載をお願いします。)

( )

質問6

上記の他、職業訓練施設の都道府県への移管に関し、ご要望やお気づきの点等につきましてご自由にご記載下さい。

## (独)雇用・能力開発機構の職業訓練施設一覧

別紙

都道府県	NO	施設名	郵便番号	住所
北海道	1	北海道職業能力開発大学校	047-0292	小樽市銭函3-190
	2	北海道職業能力開発促進センター	063-0804	札幌市西区二十四軒4条1-4-1
	3	旭川職業能力開発促進センター	079-8418	旭川市永山八条20-3-1
	4	釧路職業能力開発促進センター	084-0915	釧路市大楽毛南4-5-57
	5	函館職業能力開発促進センター	041-0841	函館市日吉町3-23-1
青森	6	東北職業能力開発大学校附属 青森職業能力開発短期大学校	037-0002	五所川原市飯詰狐野171-2
	7	青森職業能力開発促進センター	030-0822	青森市中央3-20-2
岩手	8	岩手職業能力開発促進センター	025-0001	花巻市天下田69-1
宮城	9	東北職業能力開発大学校	987-2223	栗原市築館字萩沢土橋26
	10	宮城職業能力開発促進センター	985-8550	多賀城市明月2-2-1
秋田	11	東北職業能力開発大学校附属 秋田職業能力開発短期大学校	017-0805	大館市扇田道下6-1
	12	秋田職業能力開発促進センター	010-0101	潟上市天王字上北野4-143
山形	13	山形職業能力開発促進センター	990-2161	山形市大字漆山1954
福島	14	福島職業能力開発促進センター	960-8054	福島市三河北町7-14
	15	いわき職業能力開発促進センター	973-8403	いわき市内郷綴町舟場1-1
	16	会津職業能力開発促進センター	965-0858	会津若松市神指町大字南四合字深川西292
茨城	17	茨城職業能力開発促進センター	303-0033	常総市水海道高野町目下591
栃木	18	関東職業能力開発大学校	323-0813	小山市横倉三竹612-1
	19	栃木職業能力開発促進センター	320-0072	宇都宮市若草1-4-23
群馬	20	群馬職業能力開発促進センター	370-1213	高崎市山名町918
埼玉	21	埼玉職業能力開発促進センター	336-0931	さいたま市緑区原山2-18-8
千葉	22	関東職業能力開発大学校附属 千葉職業能力開発短期大学校	260-0025	千葉市中央区問屋町2-25
		関東職業能力開発大学校附属 千葉職業能力開発短期大学校成田校	286-0045	成田市並木町221-20
	23	千葉職業能力開発促進センター	263-0004	千葉市稲毛区六方町274
	24	高度職業能力開発促進センター	261-0014	千葉市美浜区若葉3-1-2
	25	君津職業能力開発促進センター	299-1142	君津市坂田428

都道府県	NO	施設名	郵便番号	住所
神奈川	26	関東職業能力開発促進センター	241-0824	横浜市旭区南希望が丘78
新潟	27	北陸職業能力開発大学校附属 新潟職業能力開発短期大学校	957-0017	新発田市新富町1-7-21
	28	新潟職業能力開発促進センター	940-0044	長岡市住吉3-1-1
富山	29	北陸職業能力開発大学校	937-0856	魚津市川縁1289-1
	30	富山職業能力開発促進センター	933-0982	高岡市八ヶ55
石川	31	北陸職業能力開発大学校附属 石川職業能力開発短期大学校	927-0024	鳳珠郡穴水町由比ヶ丘いの45-1
	32	石川職業能力開発促進センター	920-0352	金沢市観音堂町へ1
福井	33	福井職業能力開発促進センター	915-0853	越前市行松町25-10
		福井職業能力開発促進センター 小浜分所	917-0026	小浜市多田22-1
山梨	34	山梨職業能力開発促進センター	400-0854	甲府市中小河原町403-1
長野	35	長野職業能力開発促進センター	381-0043	長野市吉田4-25-12
	36	松本職業能力開発促進センター	399-0011	松本市寿北7-17-1
岐阜	37	東海職業能力開発大学校	501-0502	揖斐郡大野町古川1-2
	38	岐阜職業能力開発促進センター	509-5102	土岐市泉町定林寺字園戸963-2
静岡	39	東海職業能力開発大学校附属 浜松職業能力開発短期大学校	432-8053	浜松市南区法枝町693
	40	静岡職業能力開発促進センター	422-8033	静岡市駿河区登呂3-1-35
愛知	41	中部職業能力開発促進センター	485-0825	小牧市大字下末1636-2
		中部職業能力開発促進センター 名古屋港湾労働分所	455-0844	名古屋市港区潮風町3
三重	42	三重職業能力開発促進センター	510-0943	四日市市西日野町4691
	43	南伊勢職業能力開発促進センター	519-0501	伊勢市小俣町明野685
滋賀	44	近畿職業能力開発大学校附属 滋賀職業能力開発短期大学校	523-8510	近江八幡市古川町1414
	45	滋賀職業能力開発促進センター	520-0856	大津市光が丘町3-13
京都	46	近畿職業能力開発大学校附属 京都職業能力開発短期大学校	624-0912	舞鶴市上安1922
	47	京都職業能力開発促進センター	617-0843	長岡京市友岡1-2-1
大阪	48	近畿職業能力開発大学校	596-0103	岸和田市稲葉町1778
	49	関西職業能力開発促進センター	566-0022	摂津市三島1-2-1
		関西職業能力開発促進センター 大阪港湾労働分所	551-0023	大阪市大正区鶴町2-20-21

都道府県	NO	施設名	郵便番号	住所
兵庫	50	兵庫職業能力開発促進センター	661-0045	尼崎市武庫豊町3-1-50
	51	加古川職業能力開発促進センター	675-0051	加古川市東神吉町升田1688
奈良	52	奈良職業能力開発促進センター	634-0033	橿原市城殿町433
和歌山	53	和歌山職業能力開発促進センター	640-8483	和歌山市園部1276
鳥取	54	鳥取職業能力開発促進センター	689-1112	鳥取市若葉台南7-1-11
	55	米子職業能力開発促進センター	689-3537	米子市古豊千520
島根	56	中国職業能力開発大学校附属 島根職業能力開発短期大学校	695-0024	江津市二宮町神主1964-7
	57	島根職業能力開発促進センター	690-0001	松江市東朝日町267
岡山	58	中国職業能力開発大学校	710-0251	倉敷市玉島長尾1242-1
	59	岡山職業能力開発促進センター	700-0951	岡山市田中580
広島	60	中国職業能力開発大学校附属 福山職業能力開発短期大学校	720-0074	福山市北本庄4-8-48
	61	広島職業能力開発促進センター	730-0825	広島市中区光南5-2-65
山口	62	山口職業能力開発促進センター	753-0861	山口市矢原1284-1
徳島	63	徳島職業能力開発促進センター	770-0942	徳島市昭和町8-27-20
香川	64	四国職業能力開発大学校	763-0093	丸亀市郡家町3202
	65	香川職業能力開発促進センター	761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3
愛媛	66	愛媛職業能力開発促進センター	791-8044	松山市西垣生町2184
高知	67	四国職業能力開発大学校附属 高知職業能力開発短期大学校	781-5232	香南市野市町西野1595-1
	68	高知職業能力開発促進センター	780-8010	高知市棧橋通4-15-68
福岡	69	九州職業能力開発大学校	802-0985	北九州市小倉南区志井1665-1
	70	八幡職業能力開発促進センター	806-0049	北九州市八幡西区穴生3-5-1
	71	飯塚職業能力開発促進センター	820-0011	飯塚市大字柏の森83-9
佐賀	72	佐賀職業能力開発促進センター	849-0911	佐賀市兵庫町大字若宮1042-2
長崎	73	長崎職業能力開発促進センター	854-0062	諫早市小船越町1113
	74	佐世保職業能力開発促進センター	859-3242	佐世保市指方町668
熊本	75	熊本職業能力開発促進センター	861-1102	合志市大字須屋2505-3
	76	荒尾職業能力開発促進センター	864-0041	荒尾市大字荒尾東大谷4409
大分	77	大分職業能力開発促進センター	870-0131	大分市皆春1483-1

都道府県	NO	施設名	郵便番号	住所
宮崎	78	宮崎職業能力開発促進センター	880-0916	宮崎市大字恒久4241
	79	延岡職業能力開発促進センター	889-0513	延岡市土々呂町6-3028
鹿児島	80	九州職業能力開発大学校附属 川内職業能力開発短期大学校	895-0211	薩摩川内市高城町2526
	81	鹿児島職業能力開発促進センター	890-0068	鹿児島市東郡元町14-3
沖縄	82	沖縄職業能力開発大学校	904-2141	沖縄市池原2994-2
	83	沖縄職業能力開発促進センター	904-0105	中頭郡北谷町字吉原728-6